

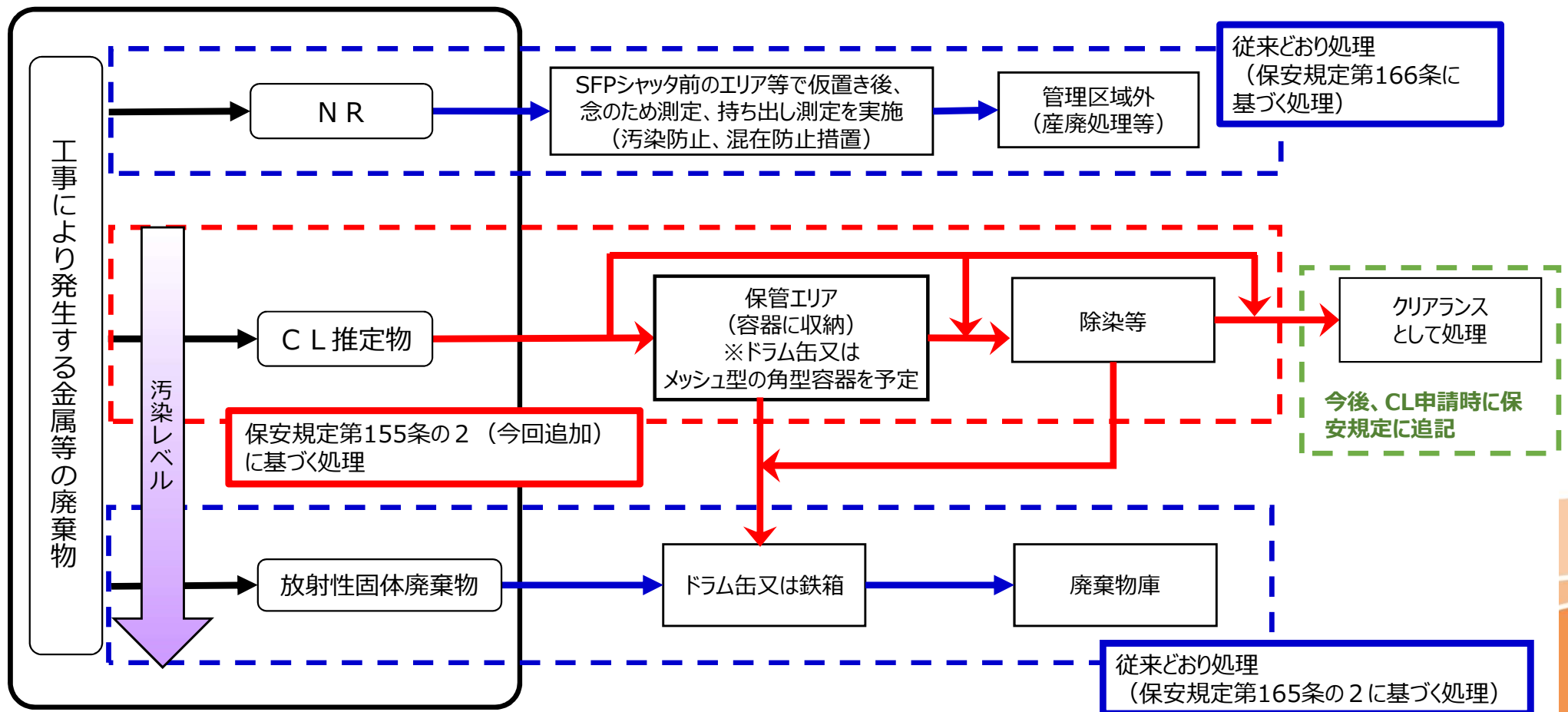


# 美浜発電所 1号炉及び2号炉 解体撤去物の管理の概要について

2021年11月11日  
関西電力株式会社

- 管理区域内設備の解体撤去は、解体対象施設を放射能レベル毎に区分して実施する。解体撤去物への追加的な汚染がないよう、原則として放射能レベルの低いものから解体撤去する。
- 解体撤去範囲に放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR」という。）と判断できる設備がある場合は、NRを優先して解体撤去する。その後、放射性物質として扱う必要のないもの（以下「CL物」という。）と推定されるもの（以下「CL推定物」という。）、放射性固体廃棄物の順に解体撤去することを基本として解体撤去を実施する。

解体撤去物（NR、CL推定物及び放射性固体廃棄物）の取り扱いフロー

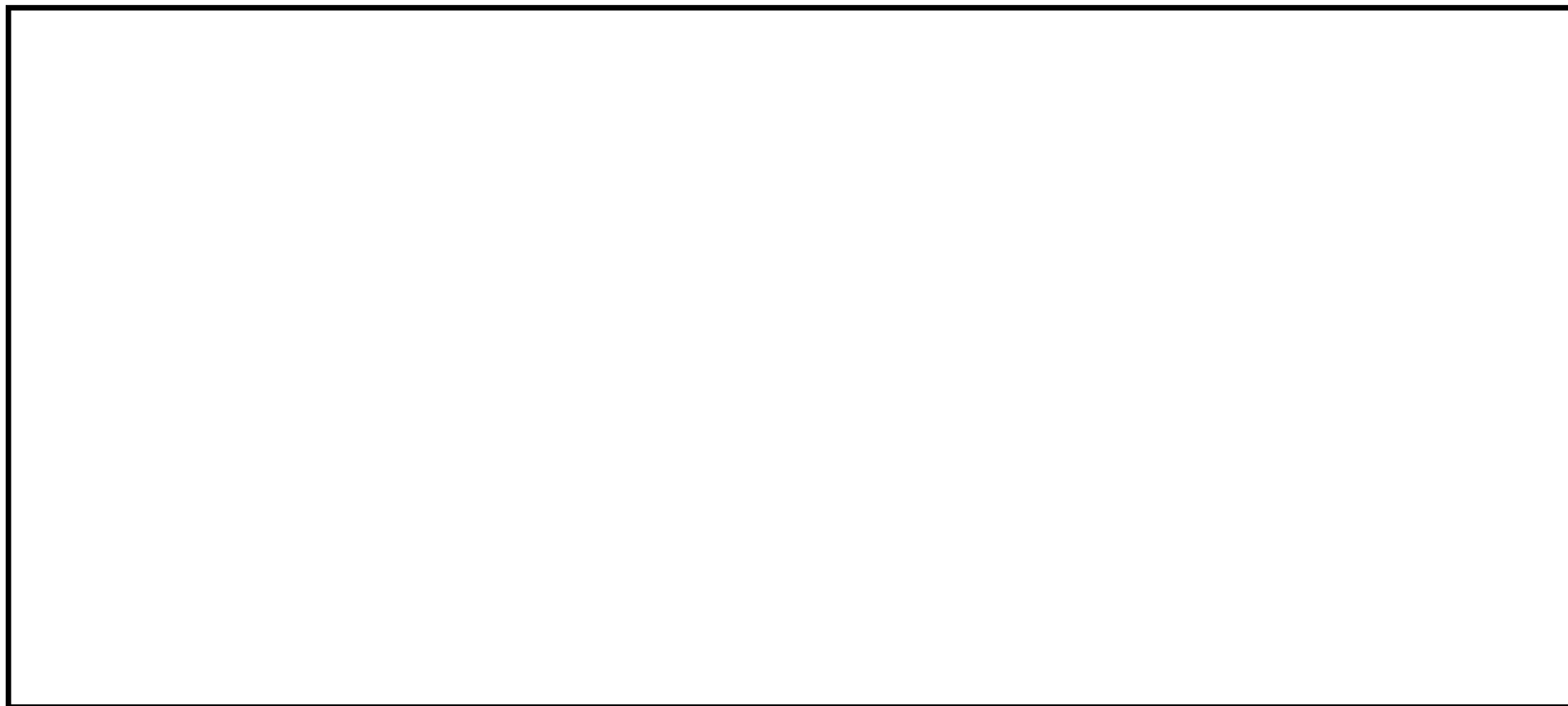


- 保管エリアは、1号炉及び2号炉の原子炉補助建屋及び原子炉格納容器内に設ける。
- 保管エリア設置予定場所の解体対象設備は、大部分がNR又はCL推定物であり、これらの設備を順次解体撤去した後、保管エリアを設置する。
- 保管エリアの保管容量については、容器の種類に応じて最大保管体数を設定する。

保管エリアの最大保管体数及び主な解体撤去設備

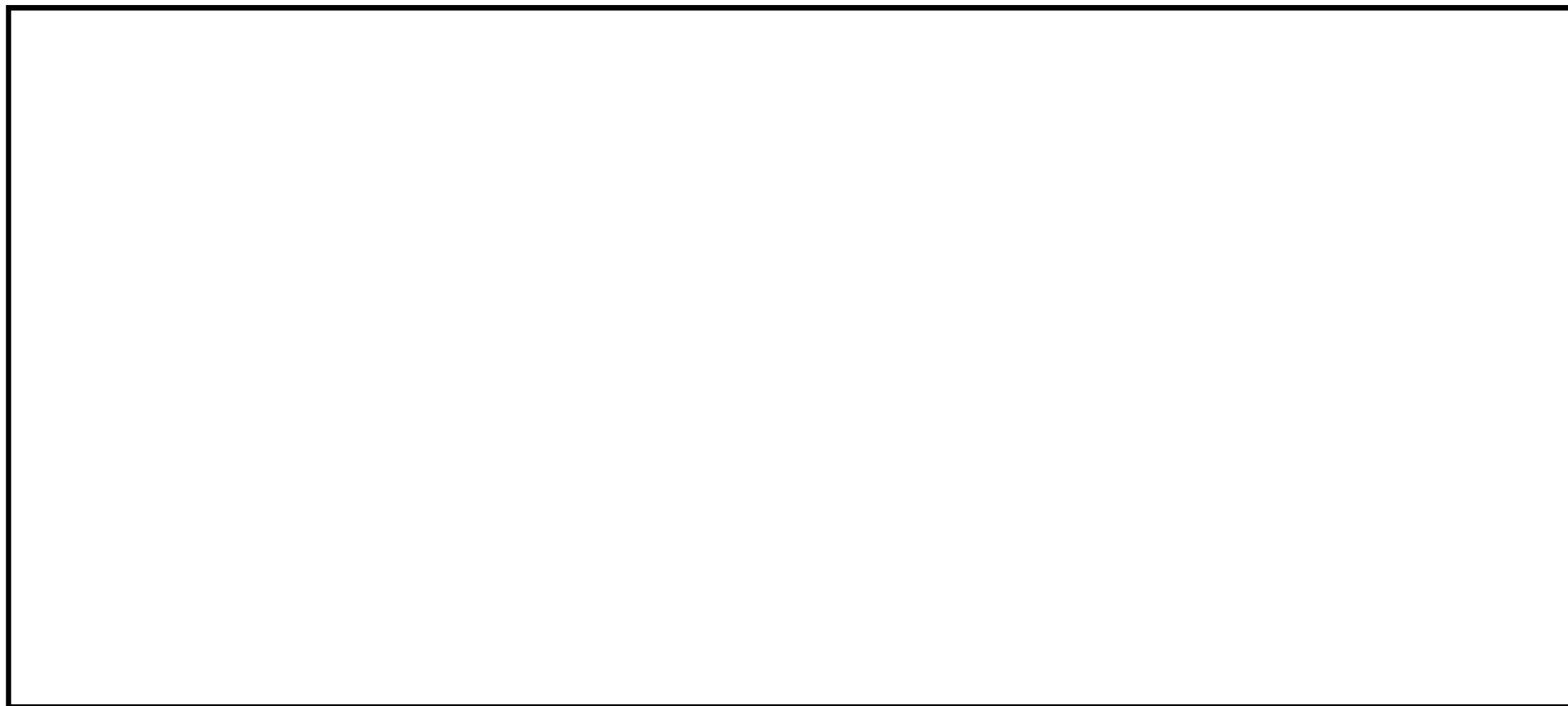
1号炉		保管エリア名	EL	最大保管体数 角型容器個数 ( )内はドラム缶 個数	主な解体撤去 設備 (CL推定物)	2号炉		EL	最大保管体数 角型容器個数 ( )内はドラム缶 個数	主な解体撤去 設備 (CL推定物)	
場所	番号					場所	番号				
原子炉 補助建 屋	1-1	新燃料貯蔵庫	10.1 m	96	貯蔵庫本体	原子炉 補助建 屋	2-1	新燃料貯蔵庫	10.1 m	96	貯蔵庫本体
	1-2	使用済燃料ピット シャッタ前エリア	10.1 m	48	なし		2-2	1次系純水タンクエリア	10.1 m	(196)	モニタタンク
	1-3	内部スプレポンプ室	4.0 m	42又は(110)	格納容器スプレポンプ		2-3	使用済燃料ピット シャッタ前エリア	10.1 m	48	なし
	1-4	ガス減衰タンク室	4.0 m	25又は(63)	ガス分析器		2-4	ほう酸タンク室	10.1 m	(30)	ほう酸ポンプ
	1-5	ガス圧縮機室	4.0 m	(18)	ガス圧縮機		2-5	MGセットエリア	4.0 m	26又は(69)	MGセット(NR)
	1-6	充てんポンプ室	-1.26 m	30又は(81)	充てんポンプ		2-6	ガス減衰タンク室	4.0 m	24又は(66)	ガス減衰タンク
	1-7	ホールドアップタンク室	-1.26 m	(105)	ホールドアップタンク		2-7	ホールドアップタンク室	-1.26 m	(162)	ホールドアップタンク
	1-8	1次冷却材ポンプシール 点検室	-1.26 m	20又は(45)	保温材		2-8	内部スプレポンプ室	-1.26 m	27又は(64)	格納容器スプレポンプ
	1-9	ほう酸回収装置室	-1.26 m	(28)	ほう酸回収装置 ほう酸蒸留液ポンプ		2-9	充てんポンプ室	-1.26 m	24又は(70)	充てんポンプ
	1-10	余熱除去クーラ室	-1.26 m	(21)	余熱除去クーラ		2-10	ほう酸回収装置室	-1.26 m	(39)	ほう酸回収装置 ほう酸蒸留液ポンプ
	1-11	高圧注入ポンプエリア	-6.15 m	(35)	高圧注入ポンプ		2-11	余熱除去クーラ室	-1.26 m	(24)	余熱除去クーラ
原子炉 格納容 器	1-12	格納容器循環空調装置	10.1 m	132	格納容器循環 空調装置	原子炉 格納容 器	2-13	格納容器循環空調装置	10.1 m	162	格納容器循環 空調装置

注) 保管エリアに保管するCL推定物は、大部分が上記に示すような原子炉補助建屋内の解体撤去設備であり、原子炉からの中性子照射による放射化汚染はなく、二次的な汚染が機器や配管などの内表面に付着(固着)している可能性があるものであるため、必要に応じて除染等を行うことにより大部分がCL物となる可能性が高いもの。なお、表に示す主な解体撤去設備の他、比較的放射能レベルが高い(L2レベル)設備として、廃液給水ポンプ、余熱除去系統配管等を含む。



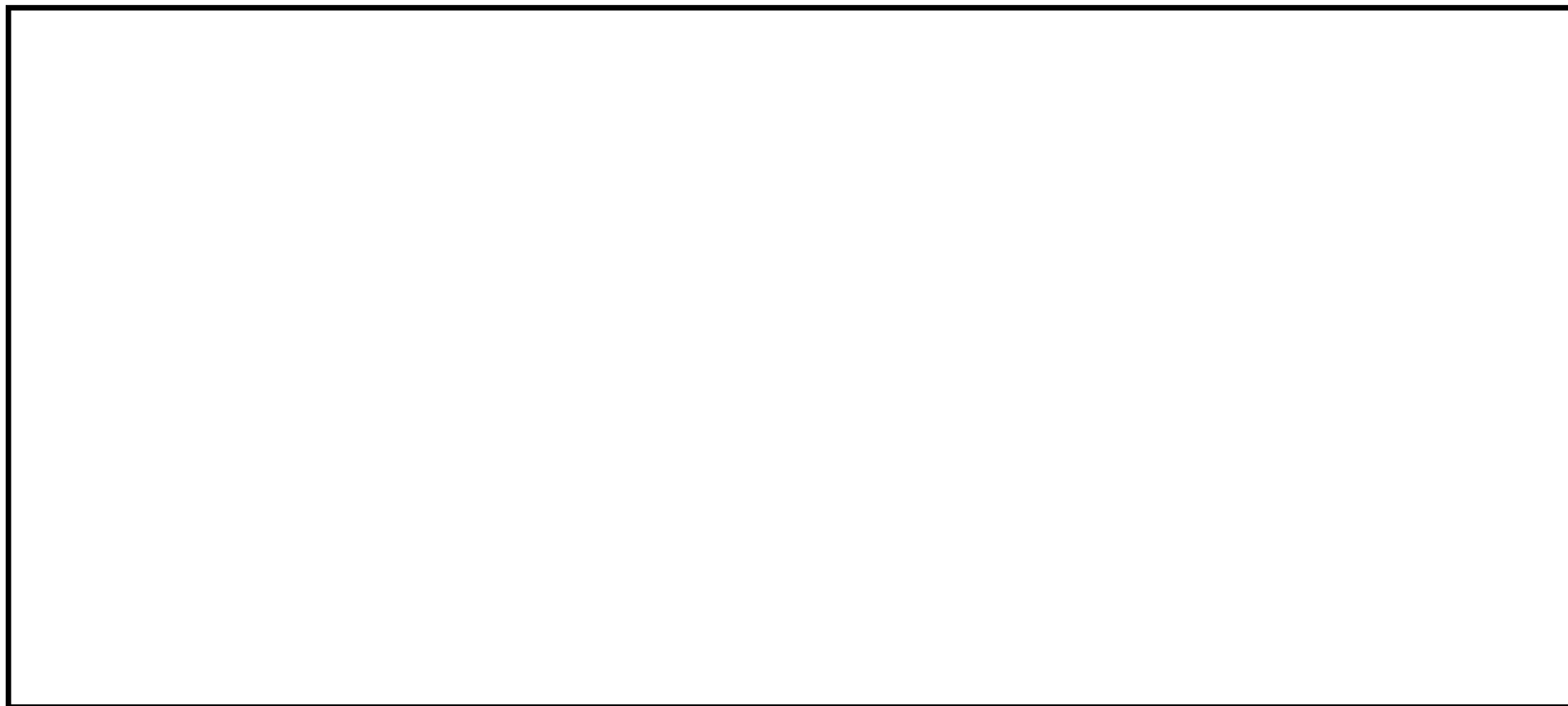
保管エリア設置予定場所（1/4）

太枠囲みの範囲は、機密に係る事項です  
ので公開することはできません。



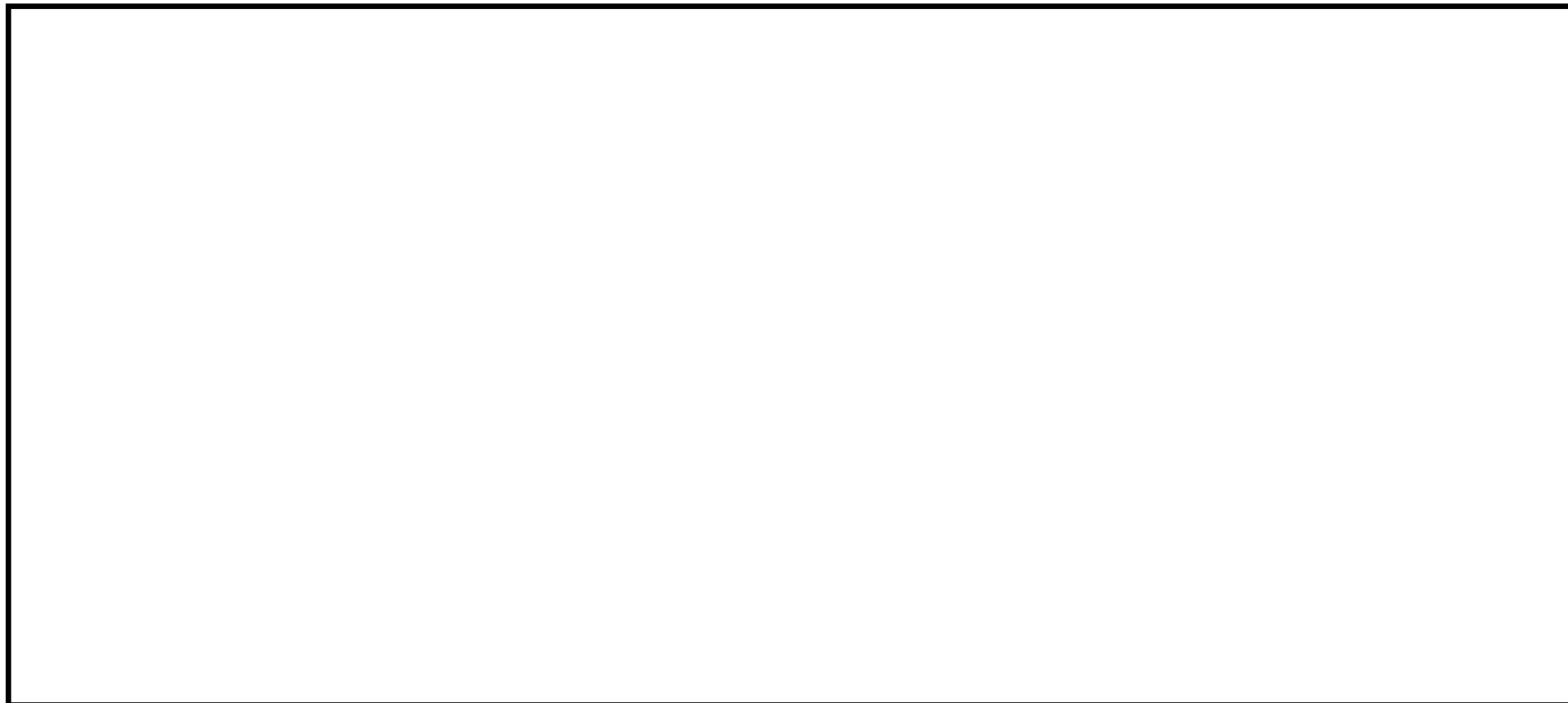
保管エリア設置予定場所（2/4）

太枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので公開することはできません。



保管エリア設置予定場所（3/4）

太枠囲みの範囲は、機密に係る事項です  
ので公開することはできません。

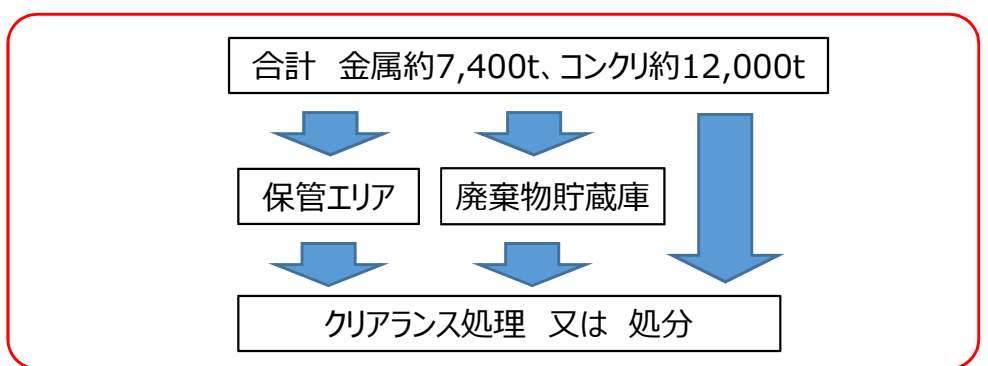
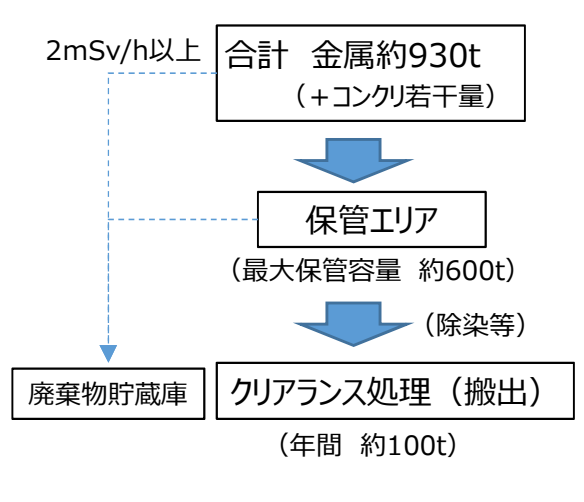


保管エリア設置予定場所（4/4）

太枠囲みの範囲は、機密に係る事項です  
ので公開することはできません。

# 第2段階以降に発生する解体撤去物の発生時期及び発生量について

残存放射能調査による 推定発生量	発生（解体）予定時期、発生量		
	第2段階	第3段階	第4段階
L1：約150t 金属約150t		支持構造物、制御棒等 金属約150t	
L2：約1,410t 金属約1,240t コンクリ約170t	余熱除去系統配管、化学体積制御系統配管等 金属約80t	原子炉容器、1次遮蔽壁等 金属約1,160t、コンクリ約170t	
L3：約4,880t 金属約1,800t コンクリ約3,080t	ホールドアップタンク、ほう酸注入タンク等 金属約220t	蒸気発生器（伝熱管）、加圧器、1次遮蔽壁等 金属約1,590t、コンクリ約3,080t	
CL：約13,900t 金属約5,100t コンクリ約8,800t	ほう酸濃縮液タンク、ほう酸補給タンク等 金属約700t +コンクリ若干量	蒸気発生器2次側、 原子炉格納容器内周のコンクリート壁等 原子炉格納容器、原子炉補助建屋等 金属約4,500t、コンクリ約8,800t	



解体撤去物の増加に伴いクリアランス処理量を増やす等の対応を行うが、放射性廃棄物処分に向けた処理方法等の内容が具体化した後、必要に応じて廃止措置計画に反映（変更認可申請）する。



# 保管エリアの管理について

## (保管エリア、固体廃棄物貯蔵庫、大飯発電所クリアランス申請に伴う設定エリアの比較)

	保管エリア	固体廃棄物貯蔵庫	大飯発電所 クリアランス物の測定・評価で設定するエリア			
			保守点検建屋内			確認待ちエリア (固体廃棄物貯蔵庫内)
			分別切断エリア	放射能濃度測定エリア	物品持ち出し測定待ちエリア	
エリアの位置付け	原子炉格納容器、原子炉補助建屋内 (管理区域)	保管廃棄施設 (管理区域)	保守点検建屋内 (管理区域)	保守点検建屋内 (管理区域)	保守点検建屋内 (管理区域)	保管廃棄施設 (管理区域)
管理区域区分※1	B 区域	A 区域	B 区域	B 区域	B 区域/A 区域	A 区域
エリア内で扱う (保管する) もの	CL 推定物 (解体撤去物) ⇒クリアランスで再生利用等するか、放射性固体廃棄物にするか、判断する前段階のもの	放射性固体廃棄物	放射能濃度確認対象物	放射能濃度確認対象物	放射能濃度確認対象物	放射能濃度確認対象物
保管物の管理方法	・容器 (ドラム缶又はメッシュ型の角型容器) に収納、エリアを柵等で区画 (追加汚染防止、汚染拡大防止措置) ・標識、整理番号 ⇒固体廃棄物貯蔵庫に準じた管理	・容器 (ドラム缶等) に封入、廃棄物庫の施錠管理 (追加汚染防止措置) ・標識、整理番号	・鋼製材の部屋の設置、エリアの施錠管理 (追加汚染防止措置) ・整理番号	・測定専用部屋での測定器の施錠管理 (追加汚染防止措置) ・整理番号	・鋼製材の部屋の設置、エリアの施錠管理 (追加汚染防止措置) ・整理番号	・容器に収納、施錠管理 (追加汚染防止措置) ・標識、整理番号
保管状況の確認 (巡視、保管量の確認)	・保管状況の確認 (巡視) (1回/週) ・保管量の確認 (1回/月) ⇒固体廃棄物貯蔵庫に準じた管理	・巡視 (1回/週) ・保管量の確認 (1回/3月)	保管状況の確認 (1回/1月)	- (社内標準にて規定)	- (社内標準にて規定)	(固体廃棄物貯蔵庫の管理に同じ)
保管期間	クリアランス又は放射性固体廃棄物と判断 (処理) するまで	処分するまで	(1ヶ月程度)			放射能濃度の国の確認を受けるまで
保安規定条文	美浜：第 155 条の 2 (申請中) 注) CL 推定物は、廃止措置で発生し、クリアランスで再生利用等するか放射性固体廃棄物にするか判断する前段階のものであり保管エリアに関する規定は、第 6 章 (放射性廃棄物管理) ではなく、第 4 章 (廃止措置管理) の条文として規定	美浜：第 165 条の 2	美浜：なし (大飯：第 170 条の 3)			
備考	CL 推定物の付着汚染は、解体後に飛散するおそれは小さく、さらに袋詰めした上で容器に収納して保管することで、付着汚染の拡大防止等は十分担保できる。また、保管エリアにおける線量管理に関しても、エリアを柵等で区画し、保管エリア付近の線量当量率を定期的に確認するとともに、既往の管理区域における管理下 (管理区域内の区分管理等) で十分担保できる。	-				

※1) A区域：汚染のおそれのない管理区域、B区域：汚染のおそれのある管理区域

# 保管エリアの管理について

## （CL推定物、放射性固体廃棄物管理の保安規定記載と法令要求事項との比較）

法令（実用炉規則）	放射性固体廃棄物の管理（保安規定）	CL推定物の管理（保安規定）
<p><b>第90条（工場又は事業所において行われる廃棄）</b></p> <p>十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。</p> <p>イ（略）焼却すること。</p> <p>ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。</p> <p>ハ 口の方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。</p> <p>十三 前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。</p>	<p><b>第165条の2（放射性固体廃棄物の管理）</b></p> <p>各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵または保管する。</p> <p>（略）</p> <p>(5) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>ハ. 溶融する場合は、発電室長が雑固体処理設備で溶融する。</p>	<p><b>第155条の2（解体撤去物の管理）</b></p> <p>各課（室）長は、管理区域内における廃止措置工事で発生した解体撤去物を「放射性廃棄物でない廃棄物」、「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの（以下、「CL推定物」という。）」および「放射性固体廃棄物」に分別し、それぞれ次の措置を講じる。</p> <p>(1) 「放射性廃棄物でない廃棄物」は、第166条の第2項に従い管理する。</p> <p>(2) 「CL推定物」は容器に収納し、保管エリアに保管する。保管にあたっては、「CL推定物」について、異物の混入および放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じる。</p> <p>(3) 「放射性固体廃棄物」は、第165条の2第1項(5)に従い廃棄物庫に保管する。</p>
<p>十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。</p> <p>イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。</p> <p>ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関して第六十七条の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。</p> <p>ニ 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。</p>	<p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表2.0.3-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>2. 放射線管理課長は、第1項（2）に従い保管エリアに保管された容器には、「CL推定物」を示す標識を付け、「CL推定物」に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p><b>第155条の3（保管エリアの管理）</b></p> <p>3. 放射線管理課長は、保管エリアの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>
<p style="text-align: center;">-</p>	<p>3. 各課（室）長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p>	<p>2. 放射線管理課長は、保管エリアに係る次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 「CL推定物」の保管状況を確認するために、1週間に1回保管エリアを巡視する。</p> <p>(2) 1ヶ月に1回、保管量を確認する。</p>
<p><b>第67条（記録）</b></p> <p><b>五 放射線管理記録</b></p> <p>イ 原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</p> <p>リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄又は投棄の日、場所及び方法</p> <p>ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</p>	<p>第203条（記録）</p> <p>表203-1</p> <p>6. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</p> <p>14. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法</p> <p>15. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p>	<p>以下の項目について記録することを下部規定にて定める予定（保管エリア）</p> <p>「保管エリア付近の線量当量率、床汚染密度」、「保管状況」等</p> <p>（保管エリアに保管されるCL推定物）</p> <p>「CL推定物の種類」、「保管エリアの場所」、「重量」、「容器表面の線量当量率」、「容器の表面汚染密度」、「保管開始日」等</p>